

別紙6

○ 介護老人保健施設入所者に係る往診及び通院（対診）について（平成12年3月31日老企第59号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

改 正 前	改 正 後
<p>1～6 （略）</p> <p>7 処方せんの取扱について</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 介護老人保健施設入所者を往診・通院により診療した保険医は、保険薬局における薬剤又は治療材料の支給を目的とする処方せんを交付してはならないこと。</p> <p>ただし、以下①から⑦に掲げる場合及び<u>医科診療報酬点数表の第2章第2部第2節第1款の在宅療養指導管理料において算定することができる特定保険医療材料及び同節第2款の各区分に規定する加算の費用はこの限りではないこと</u></p> <p>① 悪性新生物に罹患している患者に対し、抗悪性腫瘍剤（注射薬を除く）を投与する場合</p> <p>② 疼痛コントロールのための医療用麻薬を投与する場合</p> <p>③ 抗ウィルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はH I V感染症の効能若しくは効果を有するものに限る）を投与する場合</p> <p>④ インターフェロン製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る）を投与する場合</p> <p>⑤ 人工腎臓又は腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にある者に対してエリスロポエチン又はダルベポエチンを投与する場合</p> <p>⑥ 血友病の患者に対して血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体を投与する場合</p> <p>⑦ 自己連続携行式腹膜灌流に用いる薬剤を投与する場合</p>	<p>1～6 （略）</p> <p>7 処方せんの取扱について</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 介護老人保健施設入所者を往診・通院により診療した保険医は、保険薬局における薬剤又は治療材料の支給を目的とする処方せんを交付してはならないこと。</p> <p>ただし、以下①から⑩に掲げる場合及び<u>診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表第4節区分番号30に掲げる特定保険医療材料及び同節第2款の各区分に規定する加算の費用はこの限りではないこと</u></p> <p>① 悪性新生物に罹患している患者に対し、抗悪性腫瘍剤（注射薬を除く。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合</p> <p>② 疼痛コントロールのための医療用麻薬の支給を目的とする処方せんを交付する場合</p> <p>③ 抗ウィルス剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するもの及び後天性免疫不全症候群又はH I V感染症の効能若しくは効果を有するものに限る）の支給を目的とする処方せんを交付する場合</p> <p>④ インターフェロン製剤（B型肝炎又はC型肝炎の効能若しくは効果を有するものに限る。）の支給を目的とする処方せんを交付する場合</p> <p>⑤ 在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を受けている患者のうち腎性貧血状態にある者に対してエリスロポエチン又はダルベポエチンの支給を目的とする処方せんを交付する場合</p> <p>⑥ 血友病の患者に対して血液凝固因子製剤及び血液凝固因子抗体迂回活性複合体の支給を目的とする処方せんを交付する場合</p> <p>⑦ 自己連続携行式腹膜灌流に用いる薬剤の支給を目的とする処方せんを交付する場合</p> <p>⑧ 在宅血液透析を受けている患者に対し人工腎臓用透析液の支給を目的とする処方せんを交付する場合</p> <p>⑨ 在宅血液透析を受けている患者に対し血液凝固阻止剤の支給を目</p>

	<p><u>的とする処方せんを交付する場合</u> ⑩ <u>在宅血液透析を受けている患者に対し生理食塩水の支給を目的とする処方せんを交付する場合</u></p>
--	---